様式第１号（第４条関係）

年　　　月　　　日

飛驒市寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

飛驒市長　あて

　　　　　　　　住　所

　　申請者　氏　名　　　　　　　　　　印

　　 　　　　　　 生年月日

　　　　　　　　　電話番号

　本申請書の裏面に記載した事業について、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

|  |
| --- |
| 私は、所得を計算する対象となる１２月３１日現在および申請日において、次の１～３のいずれかに該当していることを申し立てます。（次の該当する番号を〇で囲んでください。）**１　婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、扶養親族又は生計を一にする20歳未満の子がいる。****２　婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、20歳未満の子を税法上扶養しており、母の合計所得金額が500万円以下の人****３　婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない父であり、生計を一にする20歳未満の子がおり、父の合計所得金額が500万円以下の人****※この場合の子は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。**　私は、飛驒市寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、同市が要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当の受給に関する情報を照会すること、並びに申請者及び対象となるこの課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況を調査し、取得した情報を対象となる事業で利用することに同意します。　また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された利用料等の減額分や給付額等の追加分の全額を返還することに同意します。令和　　　　　　　　　　年　　月　　日　　氏名　　　　　　　　　　　㊞ |

**◎添付資料**

１　申請者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

　　有効期限内の児童扶養手当証書の写しにより、戸籍全部事項証明書に替えることができます。

２　このほか必要に応じて、住民票や所得証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

**◎注意事項**

・当申請者は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関するものであり、対象事業を利用するためには、事業ごとに別途申請が必要な場合があります。

・生活保護受給者、非課税者は対象外となります。

・みなし適用を実施しても結果として負担額が軽減されない場合もあります。

・寡婦（夫）控除のみなし適用は、対象事業の利用者負担額等に用いるものであり、

税法上の控除を受けるものではありません。

**飛驒市寡婦（夫）控除のみなし適用対象事業**

寡婦（夫）控除のみなし適用を申請する事業について、下表にチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 申請事業 | 事業・制度名称 | 申請窓口 |
| １ | □ | 病児保育事業 | 子育て応援課0577-73-2458 | 飛驒市古川町総合保健福祉センター(ハートピア古川)河合振興事務所総務市民福祉係0577-65-2221宮川振興事務所総務市民福祉係0577-63-2311神岡振興事務所市民福祉係0578-82-2252 |
| ２ | □ | 休日保育利用料 |
| ３ | □ | 延長保育事業 |
| ４ | □ | 一時的保育利用料 |
| ５ | □ | 子育て短期支援事業 |
| ６ | □ | いきいき住宅改善事業 | 地域包括ケア課0577-73-6233 |
| ７ | □ | 高齢者等屋根融雪等整備助成事業 |
| ８ | □ | 高齢者等雪下ろし助成事業 |
| ９ | □ | 介護保険料等の減免に関する事業 |
| 10 | □ | 外出支援サービス事業 | 障がい福祉課0577-73-7483 |
| 11 | □ | 難聴児補聴器購入助成事業 |
| 12 | □ | 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 |
| 13 | □ | 養育医療事業 | 市民保健課0577-73-2948 |
| 14 | □ | 放課後児童クラブ利用料 | 学校教育課0577-73-7494 | 市役所西庁舎２階 |